

## 【VIC 州】州外から VIC 州への渡航に関する入州許可制度の導入(規制の緩和・変更)

### 【ポイント】

●ビクトリア(VIC)州政府は、州外からの渡航に関して、入州許可制度を導入し、特定の地域を感染状況に応じて、Green(緑)、Orange(オレンジ)、または Red(赤)に分類すると発表しました。1月11日(月)以降、VIC 州に入州する際、どの州からでも必ず入州許可を申請する必要があります。

●Central Coast を含む NSW 地方部(Regional NSW)は Orange に分類され、許可証を申請した上での VIC 州入州が可能ですが、シドニー大都市圏(Greater Sydney)は、Red に分類され、過去14日間にこの地域を訪れた方は、例外または免除申請がない限り、VIC 州へ入州はできません。北部準州(NT)はすべて Green となっています。

### 【本文】

1 VIC 州首相は、州外渡航に関して、VIC 州が特定の地域を新型コロナウイルスの感染状況に応じて、Green(緑)、Orange(オレンジ)または Red(赤)に分類すると発表しました。1月11日(月)以降、VIC 州に入州する際、どの州からでも必ず入州許可を申請する必要があります。

2 各分類の詳細は以下の通りです。

#### (1)Red

ア 過去14日間にこの地域を訪れた方は、例外または免除申請がない限り、VIC 州へ入州はできません。

イ VIC 州民が正当な理由や免除がなく、州外から陸路で到着した場合、入州できません。

ウ VIC 州民が正当な理由や免除がなく、州外から空路または海路で到着した場合、14日間の自宅での自己隔離及び4,957ドルの罰金が課されます。

エ VIC 州外に居住する方は、正当な理由や免除がなく空港や港に到着した場合、4,957ドルの罰金が課され、次の便にて戻らなくてはなりません。また、宿泊が必要な場合は、ホテル隔離となります。

#### (2)Orange

ア 許可証の申請が可能です。

イ VIC 州到着後72時間以内に新型コロナウイルス検査を受ける必要があり、陰性結果を受け取るまでは自己隔離をしなくてはなりません。

#### (3)Green

ア 許可証を申請し、入州が可能です。

イ 入州後、自己隔離の必要はありませんが、体調が悪くなったら、すぐに新型コロナ

ウイルス検査を受ける必要があります。

3 Central Coast を含む NSW 地方部 (Regional NSW) は Orange に分類され、上記の通り許可証を申請した上での VIC 州入州が可能になりました。ただし、VIC 州到着後 72 時間以内に新型コロナウイルス検査を受ける必要があり、陰性結果を受け取るまでは自己隔離をしなければなりません。シドニー大都市圏 (Greater Sydney) は、Red に分類され、過去 14 日間にこの地域を訪れた方は、例外または免除申請がない限り、VIC 州へ入州はできません。北部準州 (NT) はすべて Green となっています。最新の情報は、VIC 州政府のウェブサイトでご確認ください。

#### 【参考となるリンク】

○VIC 州政府ウェブサイト

(VIC 州における入州許可制度の導入)

<https://www.premier.vic.gov.au/permit-system-keep-victoria-covidsafe>

(VIC 州入州許可制度 (Victorian Permit System) の概要)

[https://www.coronavirus.vic.gov.au/sites/default/files/2021-](https://www.coronavirus.vic.gov.au/sites/default/files/2021-01/Victorian%20Travel%20Permit%20System%20flyer%20-%2011%20Jan%202021_0.pdf)

[01/Victorian%20Travel%20Permit%20System%20flyer%20-%2011%20Jan%202021\\_0.pdf](https://www.coronavirus.vic.gov.au/sites/default/files/2021-01/Victorian%20Travel%20Permit%20System%20flyer%20-%2011%20Jan%202021_0.pdf)

(VIC 州入州許可の申請)

<https://www.service.vic.gov.au/services/border-permit/home>

(VIC 州への入州 (例外・免除申請))

<https://www.coronavirus.vic.gov.au/victorian-travel-permit-system>

○在メルボルン日本国総領事館公式ウェブサイト

(新型コロナウイルス関連情報)

[https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/COVID-19info\\_j.html](https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/COVID-19info_j.html)

#### 【参考となるサイト】

○在シドニー日本国総領事館ホームページ

(新型コロナウイルス情報及び領事メール)

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

(渡航情報、感染・予防対策、雇用・経済対策、連邦・州・地域別情報)

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/consul\\_coronavirus.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html)

(紀谷総領事 Twitter)

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

(当館 Facebook)

<https://www.facebook.com/CGJSYD/>

**【在シドニー日本国総領事館】**

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : [https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email : [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>